

2019年3月6日

情報公開・個人情報保護審査会事務局 御中

東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

下記のとおり、「平成31年（独情）諮問第8号」に関わる意見書を提出いたします。

## 「平成31年（独情）諮問第8号」に関わる意見書

平成30年11月22付けで提出し、同日受理された「審査請求書」について、東北大学は、平成31年1月29日に、開示を求めている文書の一部の追加開示、それ以外の不開示の原決定維持を通知してきた。この決定および平成31年2月13日に、情報公開・個人情報保護審査会から送られてきた「理由説明書」について意見を述べる。また、部分開示された全47件の文書を改めて精査したところ、全く開示されていない「支出契約決議書」（または、それと同等な文書）の存在が疑われるので、それについても追加の開示を求める。

- (1) 「理由説明書」において、東北大学は、弁護士の「報酬単価」を公にすると、特定法律事務所及び弁護士の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとして、精算書の金額の開示を拒んでいる。しかし、請求者は、弁護士の「報酬単価」の開示を求めている訳ではなく、支払額の合計がわかる金額の開示を求めているに過ぎない。平成29年度のコンサルティング料の予定総額はすでに開示しているのであるから、それを裏付ける実際の支払額の総額の開示を拒む合理的な理由は存在しない。
- (2) 部分開示された全43件の「経費精算書」のうち、平成28年11月30日付から、平成29年3月31日付の全5件の経費精算書については、平成28年10月31日付の業務委託契約書にしたがった支払いであることが開示されているが、この契約に関する「支出契約決議書」（または、それと同等な文書）は全く開示されておらず、存在自体を隠蔽している疑念がもたれる。新たにこの文書の開示を求める。
- (3) 部分開示されている平成30年2月7日、平成30年2月23日、平成30年4月17日の3件の「支出契約決議書」には、予定価格を「契約事務取扱細則46条1項ただし書き」により作成省略する、として、「予定価格」等の金額に関する欄自体が存在しない。この取り扱いが、国立大学法人として適切なものであるか否かは、本情報公開請求とは別な問題であるため、ここでは踏み込まないが、このように予定価格も設定せず、短期間に同じ法律事務所に3件の委任契約を行うことは、300万円以上の役務の提供の公表義務を回避する目的で行われた可能性すらある。したがって、これらの契約に基づいて支払われた「経費精算書」の支払い合計金額の開示は特に重要である。

以上